

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する、第199条第1項及び第2項並びに第4項の規定に基づき実施しました監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者等から通知されましたので、同条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年3月31日

四日市港管理組合

監査委員 加藤 光

監査委員 東 豊

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部企画課	実施年月日	令和4年9月6日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) みなとまちづくりについて</p> <p>令和3年11月に「四日市みなとまちづくりプラン（基本構想）」が策定されたところであるが、今後、協議会においてみなとまちづくりを進めるにあたっては、県民・市民のニーズを反映させたいと取り組まれない。</p>		<p>(1) みなとまちづくりについて</p> <p>「四日市みなとまちづくりプラン（基本構想）」は、当管理組合が参画する四日市みなとまちづくり協議会が、県民・市民の意見等も踏まえ、将来像や取組方向等をまとめたものです。この構想では、例えば、当面3年程度の取組の一つとして、機運醸成等のため、意見聴取時に関心の高かった賑わいづくりイベントや、県民・市民の反応をリサーチする水面活用イベントの企画・実施等を位置付けるなど、県民・市民のニーズを踏まえながら進めていくこととしています。</p> <p>令和4年度には、同協議会は、関係者の理解・協力を得て、運河を活用したSUP等を含むBAURAミーティングを開催するとともに、同ミーティングや四日市港まつりの際に実施したアンケート等で県民・市民のニーズ等の把握にも努めたところとす。</p> <p>管理組合としては、同構想に掲げた将来像の実現には、関係者の理解・協力とともに、県民・市民の機運の高まりやその参加が不可欠であると認識しており、今後も、同協議会を構成する関係機関・団体等とともに、県民・市民のニーズを各種取組に反映しながら進めていきたいと考えています。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	令和4年9月6日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 客船誘致について</p> <p>四日市港客船誘致協議会では、官民一体となって客船誘致に取り組まれているところであるが、経済波及効果を拡大させるため、観光産業における生産性向上やもてなし力の向上など、三重県及び四日市市の受入体制の強化に向け、協議会の中で検討されたい。</p>		<p>(1) 客船誘致について</p> <p>当管理組合が参画する四日市港客船誘致協議会では、地域経済への波及効果を高めるためには、もてなし力の向上など受入体制の強化が必要であると考え、次の取組を行ってきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客船来航時の歓迎イベント ・四日市市内や周辺地域の立ち寄りスポットを巡る寄港地観光ツアーの造成 ・四日市港及び県内の観光地を紹介する動画の制作・配信 <p>同協議会ではこれらに加え、今後、旅行事業者やブロガー、メディア等に現地を視察してもらうFAMトリップの実施やインバウンドの受入再開を見据えた多言語チラシの制作などを行う予定です。</p> <p>管理組合としては、今後も引き続き、同協議会を構成する関係機関・団体とともに、受入体制の強化等について検討していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部港営課	実施年月日	令和4年8月19日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 放置艇対策について</p> <p>プレジャーボート等港湾施設使用許可分について、使用料徴収は完了している。しかしながら未許可船舶が10隻残っていることから、引き続き所有者に使用許可申請を促していくとともに、条例に基づき適正に対応されたい。</p>		<p>(1) 放置艇対策について</p> <p>未許可船舶の所有者等に対しては、関係機関とも連携して条例等に基づき使用許可申請を促すなど助言・指導を継続して行っているところです。</p> <p>その結果、令和4年度は、所有者等によって、1隻について使用許可申請が行われるとともに、2隻が廃船処理されました。</p> <p>残る7隻についても、引き続き関係機関とも連携し、所有者等に対して使用許可申請を促すなど条例等に基づき適正に対応していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部建設課	実施年月日	令和4年9月5日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 緑地・公園の維持管理について</p> <p>四日市港管内の緑地・公園の維持管理について、三重県では一般的に除草作業等の維持管理経費は予算削減の傾向にあるが、管理組合ではおおむね適正に維持管理されている。今後も県民・市民への快適空間の提供が維持できるよう、適切な予算の確保に努められたい。</p>		<p>(1) 緑地・公園の維持管理について</p> <p>緑地・公園の維持管理については、今後も引き続き県民・市民に快適な空間を提供できるよう、除草・芝刈・剪定等に必要予算の確保に努め、緑地・公園を適正に維持管理していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部防災営繕課	実施年月日	令和4年8月19日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) CO2 削減に向けた取組について</p> <p>現在、庁舎や臨港道路、公園の照明のLED化により、CO2 削減に向けた取組を実施しているところであるが、今後、さらなるCO2削減を求められると予想される。現在「四日市港管理組合地球温暖化対策実行計画（第5次）」の策定を進めているところであるが、さらなるCO2削減に向け、調査研究し取組を推進されたい。</p>		<p>(1) CO2 削減に向けた取組について</p> <p>管理組合では、2030年度における温室効果ガスのさらなる削減を目指し、排出量を2013年度比で52%削減することを目標として、令和5年3月に「四日市港管理組合地球温暖化対策実行計画（第5次）」を策定しました。</p> <p>同計画では、具体的な取組内容として、ブルーカーボン生態系を活用した吸収源対策として港湾内の藻場造成についての小規模実証実験の実施や、ひき船更新時におけるバイオ燃料対応船舶の導入検討などを掲げたところです。</p> <p>今後は、目標の達成に向けて、温室効果ガスの排出状況を定期的に把握・検証し、必要な取組の見直しを行うことにより、着実に計画を推進していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 議会事務局	実施年月日	令和4年9月7日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 海外港湾事情調査について</p> <p>管理組合議員の海外港湾事情調査については、これまでの調査結果は報告書としてまとめられ、その調査結果が管理組合の運営にどのように活かされているのかについても検証されているところである。令和2年度から海外港湾事情調査はコロナ禍の影響により中止となっているが、調査の必要性などを検証し、慣例行事とならないよう取り組まれない。</p>		<p>(1) 海外港湾事情調査について</p> <p>議員の海外港湾事情調査については、毎年調査結果を報告書としてまとめるとともに、3月議会において副議長から調査結果の報告を行っています。また、各議員からも一般質問の場において同調査の内容をとりあげるなど、調査結果が管理組合の運営の参考となるよう議会側からも発信及び検証を行ってきているところです。</p> <p>同調査は、令和2年度、3年度に続き本年度も新型コロナウイルス感染症の流行のため結果として実施しませんでした。</p> <p>今後の調査の必要性については、事務局も含め議員間で議論できる機会を持てるよう働きかけたいと考えます。</p>	